

就業適正化委員会設置要綱

(目的)

第1条 公益社団法人八代市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の事業運営の適正化を図り、かつ発生する諸問題に対応するため、就業適正化委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 長期就業の是正に関する事
- (2) 就業形態の適正化に関する事
- (3) 会員の指導に関する事
- (4) 会員に対する就業の制限の決定及びその勧告に関する事
- (5) 会員がセンターに損害を与えた場合における会員が負担すべき金額の決定に関する事
- (6) 会員の処分の決定に関する事
- (7) その他適正な就業に関する事

(委員の構成)

第3条 委員会は次に掲げる委員7名以内をもって構成する。

- (1) 会員理事 2名
- (2) 地域及び職群を代表する会員 4名
- (3) 事務局長 1名

2 委員は理事長が委嘱する。

3 委員の任期は審議すべき案件の審議が完了したときをもって終了する。

(委員長・副委員長)

第4条 委員長は委員の中から、互選によって決定する。副委員長は委員長が指名する。

(会議等)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は全委員の出席がなければ開会することができない。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 4 委員長は必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴することができる。
- 5 会議に出席した者は、会議において知り得たことを他に洩らしてはならない。

(就業制限の対象となる会員)

第6条 就業制限の対象となる会員は、次の各号のいずれかに該当し、かつ委員会で就業の制限を決定された会員とする。

- (1) 同一就業場所において長期間就業している会員
- (2) 体力、能力、適性等がその仕事に適当でないと判断された会員
- (3) 態度、言葉遣い等が不適當であり、就業させることがセンターの運営に支障をきたすと判断された会員
- (4) 高齢又は病気のため就業が適当でないと認められる会員
- (5) 発注者から苦情または就業会員の変更の申し出を受けた会員

(就業制限の勧告)

第7条 就業制限の勧告は委員長が文書をもって行う。

- 2 勧告を受けた会員は、不服がない場合は委員会の決定に従うものとする。
- 3 勧告を受けた会員は、勧告について不服があるときは、申し出ることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、公益社団法人設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。